

## 保税工場の許可の失効について

関税法第61条の4の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年1月10日

大阪税関長 中山峰孝

記

(保税工場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原 因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
花王株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 1丁目14番10号	花王株式会社 和歌山工場 和歌山県和歌山市湊1334番地	廃業	—	令和元年 12月31日